

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和元年7月14日 14時35分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県佐世保市早岐港 針尾港北防波堤灯台から真方位034° 2.0海里付近 (概位 北緯33° 04.8′ 東経129° 47.4′) |
| 事故の概要 | プレジャーボート泰山丸及び水陸両用船G A I A - S Pは、共に北進中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年7月16日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A プレジャーボート 泰山丸、4.9トン 292-50536長崎、株式会社本山建設 B 水陸両用船 G A I A - S P、4.9トン 117-470大阪、ジャパングック株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 2人（旅客） |
| 損傷 | A 右舷船首部に凹損を伴う擦過傷 B 船尾中央上部に凹損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 |
| 事故の経過 | A 船は、船長Aが1人で乗り組み、家族2人及び知人1人を乗せ、係留場所に向けて手動操舵で北進中、船長Aが、前路を確認した際、航行の支障となる他船を認めなかったため前路に他船はいないと思い、船首が浮上して船首方に死角が生じ、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、前路を北進中のB船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、ガイド1人及び旅客9人を乗せ、船長Bが、ハウステンボス内のマリーナに入港する観光船を旅客に見学させた後、左舷方の同船の航走波に意識を向けながら増速して出発場所に向け約5knの速力で北進中、A船と衝突した。 |
| 分析 | A 船は、北進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船を認めず、前路に他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態で航行したことから、前路を北進中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、北進中、船長Bが、観光船の航走波に意識を向けて航行し |

| | |
|-------|--|
| | <p>ていたことから、後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船及びB船が共に北進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船を認めず、前路に他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態で航行し、また、船長Bが、左舷方の観光船の航走波に意識を向けて航行したため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角が生じている場合は、前路に他船はいないと思わず、操縦席から立ち上がったり、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 航行中は、後方から接近する他船を見落とすことがないよう、常時適切な見張りを行い、必要であれば、注意喚起を行うとともに、早期に衝突を回避する措置を採ること。 |